

ヨンロク情報



令和3年6月2日発行
～ 第52号 ～

岩手河川国道事務所
盛岡西国道維持出張所
☎019-687-5888

特殊車両の取締りを実施しました

5月28日（金）、国道46号雫石町橋場（橋場チェーン着脱場）において、「特殊車両指導取締り」をおこないました。

特殊車両の通行には、道路の路面や橋などの道路構造物が壊れないように、また交通の危険を防ぐために、車両の大きさや重さなどを制限しています。その制限を超える車両で道路を走行する場合、道路管理者の許可（特殊車両通行許可）申請を受け通行する定めになっており、それらが守られているかどうかの取締りです。

この日は、盛岡西警察署のご協力のもと、計19名で取締りにあたりました。

取締りにて確認すること…

車両の重量

車両の長さ

車両の幅

車両の高さ

許可書の
確認



※掲載の写真は作業風景をお知らせするものであり、違反車両との関連はありません。

一般的制限値



約2時間実施した結果、5台を取締り（うち特殊車両は3台）。
なお、法令に違反している車両はありませんでした！
決められた積載重量等を守って、安全な通行にご協力をお願いします。



○盛岡西国道維持出張所は〔一般国道46号〕盛岡市津志田～雫石町橋場を管理しています。

